

3) 法動態部門(部門責任者)

會澤 恒(教授・英米法・比較法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

従前より取り組んできている米国の〈不法行為改革〉の動向を動的・包括的に検討する作業に関連して、2月に早稲田大学・不法行為法研究会に招聘されて報告・議論した。民法等の日本の実定法を主として研究している研究者から、単独研究では見落としがちな点について示唆を得ることができたのは収穫であった。

〈不法行為改革〉研究からスピアウトする形で、これと平行する〈民事司法の縮小化〉という主題にも本格的に取り組むようになった。従前のアクティブな(あるいは暴力的な)民事司法から、立法・判例・ビジネス実務のいずれにおいてもその積極的な利用を封じる閉塞的な状況が生まれてことに着目している。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

科学研究費を得て、現代アメリカにおける法源論に関する共同研究を開始した(椎名智彦・青森中央学院大学准教授との共同研究)。今年度は初年度であるためもっぱら課題の整理・情報の獲得に集中して具体的な成果とはなっていないが、問題関心は持ちつつも具体的に取組んでこなかった問題について検討するのは刺激的である。

若手憲法研究者が中心となって合衆国最高裁のロバーツ・コートが10年になることを顧みる書籍の企画に参加している(次年度に出版予定)。ここ数年、同裁判所の判例動向を追跡する作業を行ってきたことから、今後を展望するパートの執筆を依頼された。そのようなところで、スカリア裁判官の急逝の報が入り、同裁判官の業績を整理する作業を行った。同裁判官は本学を訪問して講演されたこともあり、個人的にも接した経験があるだけに、寂寥感とともに一時代の終わりを感している。

その他(教育活動ほか)

通常の教育活動として、学部では、「比較法Ⅱ」の講義に加え、演習Ⅰ(法律学の基礎)、演習Ⅰ(Japanese Law and Society in English)、演習Ⅰ/Ⅱ(交渉ゼミ)、演習Ⅱ(外書講読)(修士課程の比較法政論と合併)を担当した。特筆すべきは日本法について英語文献を基礎に英語で講じた後期の演習Ⅰである。当初は参加者がおとなしいとの印象を持ったが、課題を与えてみるとそれなりに対応しており、教育の国際化に向けた足掛かりを得た。また、法科大学院・修士課程を対象として「英米法」を担当した。

加えて、筑波大学大学院ビジネス科学研究科「英米法Ⅰ」(修士課程・博士課程)および同志社大学大学院法学研究科「英米法演習2」(修士課程)を非常勤で出講した。

日米法学会の評議員・雑誌編集委員、(公財)末延財団の評議員・選考委員の職を継続している。

北海道消費者苦情処理委員会の委員長職を継続している。